

令和7年8月8日

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所
四国経済産業局

とりてきほう
「令和8年1月施行！下請法は取適法へ」
～ 改正ポイント説明会開催 ～

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所（以下「公正取引委員会四国支所」）及び四国経済産業局は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正等に関する説明会を四国4県で開催します。

1. 概要

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法は、本年5月23日に公布された、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和7年法律第41号）により改正され、令和8年1月1日に「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」（とりてきほう））及び「受託中小企業振興法」として施行されます。

取適法は、「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」という新たな禁止事項が追加されるほか、手形払等の禁止、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が対象取引に追加、従業員基準の追加などの規制の見直しが行われます。

公正取引委員会四国支所及び四国経済産業局では、四国4県において説明会を開催し、各法律の改正ポイント等を御説明します。

2. 会場・日時等

会 場	日時・所在地・定員
高松会場	令和7年9月19日（金曜日）13：00～16：00 高松サポート合同庁舎 南館1階 101大会議室 （香川県高松市サポート3-33） <定員：100名>
新居浜会場	令和7年10月7日（火曜日）13：00～16：00 新居浜市市民文化センター 別館4階 大会議室 （愛媛県新居浜市繁本町8-65） <定員：50名>
高知会場	令和7年10月16日（木曜日）13：00～16：00 高知県立県民文化ホール 事務棟4階 第6多目的室 （高知県高知市本町4丁目3-30） <定員：50名>

会 場	日時・所在地・定員
松山会場	令和7年10月23日（木曜日）13：00～16：00 愛媛県総合社会福祉会館 2階 多目的ホール （愛媛県松山市持田町3丁目8-15） <定員：100名>
徳島会場	令和7年11月5日（水曜日）13：00～16：00 とくぎんトモニプラザ 大会議室 <定員：100名> （徳島県徳島市寺島本町西1丁目5 アミコビル東館9階）

3. 主催等

主催 公正取引委員会四国支所、四国経済産業局

協力 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

4. 申込方法

公正取引委員会四国支所または四国経済産業局のホームページから申込み

会 場	締切日	申込先
高松会場	9月12日（金）	四国経済産業局 https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shikoku-chusyokigyo/toriteki_takamatsu 
新居浜会場	10月2日（木）	公正取引委員会四国支所 https://www.jftc.go.jp/training/780/shitauke.html 
高知会場	10月10日（金）	
松山会場	10月20日（月）	
徳島会場	10月30日（木）	四国経済産業局 https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shikoku-chusyokigyo/toriteki_tokushima 

5. その他

- ・参加申込みの際にお知らせいただいた個人情報については、本説明会に関する確認や緊急連絡以外には利用しません。
- ・会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関または周辺の有料駐車場を御利用ください。

（本発表資料のお問い合わせ先）

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所 下請課長 土居

担 当：善本

電 話：087-811-1758（直通）

四国経済産業局 産業部 中小企業課取引適正化推進室長 菅原

担 当：岸本

電 話：087-811-8564（直通）